

就学援助（小学校入学準備金）の事前申請受付について

就学援助とは、所得を要件に学校で必要な費用の一部を保護者の方へ援助する制度です。大阪狭山市では、令和7年4月に小学校入学予定の子どもをもち、就学援助の要件に該当する方を対象に、入学にかかる費用の一部を「入学準備金」として入学前に支給します。援助を希望される方は、下記事項をお読みの上、期間中に申請してください。

1. 就学援助（小学校入学準備金）事前申請の対象となる世帯

以下の条件において、①かつ②～⑤のいずれかに該当する場合、申請することができます。

- ①令和7年4月に小学校入学予定の子ども（平成30年4月2日～平成31年4月1日生）をもち、かつ令和7年1月1日時点で大阪狭山市に居住している世帯
- ②生活保護法による保護の停止、または1年以内に保護の廃止を受けた世帯
- ③市民税が非課税の世帯
- ④所得金額が教育委員会の定めた基準内の世帯
- ⑤その他、事故、災害、失業など家庭の経済状況の急変によりお困りの世帯

2. 申請期間及び場所

◆申請期間・令和6年12月9日(月)～令和7年1月31日(金) 9:00～17:30

[土・日曜日、休日、年末年始12/28～1/5を除く]

◆申請場所・市役所3階 教育指導グループ（申請書は教育指導グループ窓口にて）

3. 申請方法とご持参いただくもの

* 2に記載の申請期間中に以下に記すものを持参して、大阪狭山市役所3階の教育指導グループで手続きを行ってください。

・振込口座がわかる通帳等

《場合によって以下の書類が必要となります。》

☆ 借家にお住まいの場合…家賃額が確認できる書類の写し〔賃貸契約書、家賃額決定通知書等〕

☆ 令和6年1月2日以降に本市へ転入された場合

令和6年1月1日にお住まいの住所地の令和6年度市府民税課税所得証明書

（同一世帯の収入のある全員の証明書が必要です。）

※未申告の場合は審査ができません。申請期間内に申告がない場合は、審査不可で不認定とさせていただきますので、必ず申告を済ませた上で申請してください。

- ・兄弟・姉妹がすでに就学援助を受けている場合も申請が必要です。
- ・必ず 世帯全員の所得の申告 を済ませてから申請してください。
- ・所得が確認できないときは審査が出来ないため支給できません。

4. 支給額・支給時期

- ・支給額・・・57,060円（予定）
- ・支給時期・・・令和7年3月
- ・支給方法・・・審査結果を3月初旬までに申請者に送付し、認定であれば申請書記載の口座に振込み

ただし、入学後の就学援助費については、小学校に登録している学校諸経費振替口座へ支給します。

5. その他

(1) 今回の申請は入学前の準備に係る費用を援助する「入学準備金」のみの申請となります。

(2) 申請のタイミングによって判断する所得の年が異なります。ご注意ください。

☆ 就学援助（入学準備金）の事前申請 … 令和5年中の所得で判断します。

☆ 入学後の就学援助の申請 … 令和6年中の所得で判断します。

① 事前申請で認定されていて、入学後も引き続き就学援助（学用品費等）を希望される場合
⇒ 令和7年5月に再度申請してください。

⇒ 引き続き認定となった場合は、入学準備金以外の支給となります。

⇒ 事前申請と入学後の申請とで、判断する所得の年が違うため、事前申請で認定となっても、入学後の申請において認定されない場合もありますので、ご了承ください。

② 事前申請をせず、入学後に初めて就学援助を申請した場合（もしくは、事前申請では認定されず、入学後に再度申請した場合）

⇒ 認定された場合は、入学準備金も含めて支給いたします。

(3) 申請後に市外へ転出された場合も、審査結果が「認定」であれば「入学準備金」を支給します。なお、転出先市町村へ支給状況の引継ぎを行います。

(4) 入学後に就学援助を申請して不認定となった場合、令和5年中の所得での審査や年度をさかのぼっての審査は行いませんのでご了承ください。